

帯広市児童保育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月7日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第1号

帯広市児童保育センター条例の一部を改正する条例

帯広市児童保育センター条例（昭和46年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

東児童保育センター	帯広市依田町1番地1
-----------	------------

」を

「

東児童保育センター	帯広市依田町1番地1
東児童保育センター分室	帯広市東7条南2丁目1番地

」に、

「

青葉児童保育センター	帯広市西3条南24丁目2番地1
青葉児童保育センター分室	帯広市西6条南22丁目1番地13

」を

「

青葉児童保育センター	帯広市西3条南24丁目2番地1
------------	-----------------

」に、

「

栄児童保育センター	帯広市西17条北1丁目44番27号
栄児童保育センター分室	帯広市西17条北1丁目7番地

」を

「

栄児童保育センター	帯広市西17条北1丁目44番27号
-----------	-------------------

」に、

「

稲田児童保育センター分室	帯広市西15条南41丁目11番14号
--------------	--------------------

」を

「

稲田児童保育センター分室	帯広市西15条南39丁目1番1号
第2稲田児童保育センター	帯広市西15条南41丁目11番14号

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 入所の申請その他児童保育センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。